

総合政策学部早期卒業に関する内規

(趣 旨)

第1条 この内規は、南山大学早期卒業規程第4条に基づき、南山大学総合政策学部（以下、「総合政策学部」という。）における早期卒業に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象学生)

第2条 この内規における早期卒業は、次の各号のいずれかに該当する者を対象とする。

- 1 春学期入学かつ外国語「日本語Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」を履修しない学生で、南山大学大学院社会科学専攻総合政策学専攻の推薦入学試験を受験し進学する者
- 2 秋学期入学の学生で3年半卒業を希望する者

(早期卒業要件)

第3条 春学期入学の早期卒業は次の第1号から第3号のすべてを、秋学期入学の早期卒業は第1号および第3号から第5号のすべてを、それぞれ満たさなければならない。

- 1 第7条にもとづき早期卒業候補者として決定された者
- 2 総合政策学部に3年間在学した者。ただし、編入学、転入学により入学した者、再入学した者、転部、転科により総合政策学部生となった者、休学した者および懲戒処分を受けた者は除く。
- 3 総合政策学部が定める履修方法に従い、128単位以上を修得した者
- 4 総合政策学部入学後3年間の評定平均（GPA）が第4条に定める算出方法により3.00以上の者
- 5 総合政策学部に3年半の間在学した者。ただし、編入学、転入学により入学した者、再入学した者、転部、転科により総合政策学部生となった者、休学した者および懲戒処分を受けた者は除く。

(評定平均の算出方法)

第4条 この内規において、評定平均は次の方式で算出する。

$$\text{評定平均} = \frac{(A+\text{の単位数}) \times 4 + (A \text{ の単位数}) \times 3 + (B \text{ の単位数}) \times 2 + (C \text{ の単位数}) \times 1}{(A+, A, B, C, F, S, X) \text{ の単位数の合計}}$$

② 次の各号に定める科目は、評定平均算出の対象とならない。

- 1 南山大学授業科目履修規程第19条第2項により、PまたはFをもって評価を表すとされた科目
- 2 南山大学授業科目履修規程第7章の定めに従い本大学における授業科目の履修により修得したものとされた科目、および本大学の定めるところに従い外国語能力試験によって単位を認定された科目
- 3 南山大学授業科目履修規程第19条第4項により履修を中止した科目
- 4 自由科目

(卒業の時期)

第5条 早期卒業の時期は、春学期入学の場合は3年次の3月、秋学期入学の場合は4年次の3月とする。

(早期卒業候補者の申請)

第6条 早期卒業を希望する者（以下、「早期卒業希望者」という。）は、春学期入学の場合は1年次の第4クォーター授業期間の最終日を、秋学期入学の場合は3年次の第2クォーター授業期間の最終日を期限とし、総合政策学部長（以下、「学部長」という。）にその旨を申請しなければならない。

② 前項の申請を行おうとする早期卒業希望者は、春学期入学の場合には早期卒業の願い出とともに、希望理由書と保証人の同意書を、秋学期入学の場合には早期卒業の願い出を学部長に提出しなければならない。

③ 第1項により申請があった場合、早期卒業希望者は、春学期入学の場合は次の第1号から第4号のすべてを、秋学期入学の場合は第4号から第6号のすべてを満たさなければならない。

- 1 春学期入学の者で、外国語「日本語Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」を履修していないこと。
- 2 総合政策学部入学後1年間の評定平均 (GPA) が3.20以上、かつ「総合政策基礎演習A、B、C」の単位を含み卒業に必要な単位数として45単位以上を修得する見込みがあること。
- 3 南山大学大学院社会科学研究科総合政策学専攻への進学を希望し、その受験と合格後の入学を誓約すること。
- 4 編入学、転入学により入学した者、再入学した者、転部、転科により総合政策学部生となった者、休学した者および懲戒処分を受けた者のいずれにも該当しないこと。
- 5 秋学期入学の者。
- 6 早期卒業を希望し、申請時点で「プロジェクト研究Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」の単位をすべて修得し、「総合演習A、B、C」のいずれかの単位を修得していること。

(早期卒業候補者の決定)

第7条 早期卒業希望者から申請があった場合には、学部長、学科長および委嘱を受けた教員が審査を行い、総合政策学部教授会の決議を経て、早期卒業候補者を決定する。

② 決定の通知は、春学期入学の場合は2年次春学期の授業期間の開始日までに、秋学期入学の場合には4年次秋学期の授業期間の開始日までに、それぞれ行う。

(早期卒業候補者決定の取消)

第8条 春学期入学の早期卒業候補者が次の各号のいずれかに該当する場合には、早期卒業候補者の決定を取消す。

- 1 2年次秋学期終了時点での修得単位数により、卒業要件を満たすことができないことが明らかになった場合。この場合は3年次春学期の授業期間の開始日までに決定の取消を当該早期卒業候補者に通知する。
- 2 3年次春学期終了時点での修得単位数により、卒業要件を満たすことができないことが明らかになった場合。この場合は3年次秋学期の授業期間の開始日までに決定の取消を当該早期卒業候補者に通知する。

(早期卒業候補者決定の辞退)

第9条 早期卒業候補者が、それを辞退するときは、直ちに辞退届を学部長に提出しなければならない。ただし、早期卒業予定年度の最終クォーターにおける定期試験期間最終日を過ぎての

辞退は認められない。

② 学部長は、前項による辞退届について、総合政策学部教授会の決議を経て、辞退を許可することができる。

③ 春学期入学の場合、辞退を許可された時点で、所定の手続きを経て履修中のプロジェクト研究の履修は取消となる。取消となったプロジェクト研究は、通常の4年卒業における履修年次に従い履修しなければならない。

(学習指導)

第10条 この内規に基づき学科長の統括のもと、指導教員は早期卒業候補者の決定を受けた学生の授業計画等にあたって適切な措置および学習指導を行うこととする。

附 則

この内規は、2005年4月1日から施行し、2002年度入学生から適用する。

附 則

この内規の改正は、2013年4月1日から施行し、2010年度入学生から適用する。

附 則

- 1 この内規の改正は、2017年4月1日から施行する。
- 2 2017年3月31日以前の入学者については、従前どおりとする。

附 則

- 1 この内規の改正は、2021年4月1日から施行する。
- 2 2021年3月31日以前の入学者については、従前どおりとする。

附 則

- 1 この内規の改正は、2022年4月1日から施行する。
- 2 2022年3月31日以前の入学者については、従前どおりとする。